平成２６年（フ）第２５２号
茨城県筑西市幸町２丁目14番14号
破産者　株式会社アルタスタッフ
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１号
茨城県下妻市大木1826番地の３
破産者　有限会社海老沢工業
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第９０７号
千葉県市川市幸１丁目２番15号
破産者　株式会社権昭
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９０８号
千葉県市川市宝１丁目13番14号　（第３宝ホワイトハイツ105号）
破産者　**權**瓶　泰樹
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３２６号
千葉市緑区高津戸町２番地62、住民票上の住所千葉市稲毛区長沼町260番地10　モアステージ稲毛309号
破産者　小熊　哲也
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１号
千葉県香取市高萩1231番地22
破産者　金井　厚志
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２７年（フ）第３７４号
川崎市川崎区渡田東町19番５号ツインズ2000・503号
破産者　有限会社佐々木斫り工業
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
神奈川県三浦市岬陽町１番20号
破産者　有限会社マルワ建設
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１５０８号
大阪市中央区高麗橋２丁目２番12号
破産者　株式会社Ｋホールディングス（旧商号株式会社菊屋）
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０４号
松江市東本町２丁目25番地６
破産者　有限会社祥光フーズ
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０８号
松江市東出雲町下意東975番地６
破産者　有限会社門脇石油
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１３号
松江市美保関町片江843番地
破産者　平井　一頼
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３１号
松江市東生馬町38番地54　須田方
破産者　濱崎　早苗
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７３号
青森市長島２丁目10番２号
破産者　株式会社工藤カメラ店
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８９号
青森市橋本３丁目20番４号
破産者　有限会社フローリストあそう
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３０号
青森県十和田市東十二番町18番29―９号
破産者　株式会社戸来塗装
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第２０号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字関田１番地８
破産者　有限会社ブリックス
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第２０７号
山形県尾花沢市大字尾花沢1570番地の８
破産者　株式会社佐藤住建
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０７号
山形県長井市ままの上４番38―１号
破産者　株式会社斎藤金型製作所
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第４８号
岡山市北区白石東新町12番地100
破産者　第一機械株式会社
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３０号
山口県萩市椿東403番地の１
破産者　株式会社山根鉄工建設
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第８４号
佐賀県唐津市海岸通7182番地78
破産者　株式会社唐津福水
1　決定年月日　平成27年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所唐津支部